

その他重要事項

○契約書・重要事項説明書・運営規程について

- ・これまでの予防給付から総合事業に変更されますので、重要事項説明書・契約書について改めて取り交わすことが適切です。予防給付から総合事業への切替は基本的に認定更新のタイミングで行われますので、4月に一斉に取り交わす必要はありません。切替のタイミングで順次取り交わしてください。
- ・重要事項説明書・契約書・運営規程ともに介護給付と総合事業をそれぞれ単独でも一体的でも作成してもかまいません。
- ・訪問型サービス、通所型サービスについての運営規定、重要事項説明書、契約書の参考例を 12/6 (火) にホームページに掲載する予定です。
※あくまで参考として掲載しますので、各法人様で加筆・修正等をしてください。

○定款変更

- ・平成30年3月31日までは、「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」がサービスとして総合事業と並存しますので、定款等からの削除は行わないでください。

(株式会社等)

- ・総合事業の「第一号訪問事業」又は「第一号通所事業」を実施する場合には、定款変更が必要です。遅くとも指定申請後、できれば2月中にはご提出願います。
- ・定款への記載例

(例1) 「介護保険法に基づく第一号事業」

(例2) 「介護保険法に基づく第一号訪問事業」

「介護保険法に基づく第一号通所事業」

※この記載で「予防給付相当サービス」と「基準緩和サービス(A型)」の両方が含まれます。

(社会福祉法人)

- ・定款で第二種社会福祉事業として、「老人居宅介護等事業」、「老人デイサービス事業」という記載があれば、それぞれ「第一号訪問事業」、「第一号通所事業」の「予防給付相当サービス」又は「基準緩和サービス(A型)」のどちらを実施するとしても、事業所指定に際して、変更を求めることはありません。

(医療法人)

- ・所轄官庁へお問い合わせ願います。

○今後のスケジュール

平成28年12月25日(日) 意向調査アンケート締切

平成29年1月10日(火) 事業所指定申請受付開始(予定)

1月31日(火) 事業所指定申請締切(予定)

ホームページ上での総合事業に関する情報更新

今後、火曜日に更新しますので、定期的にご覧ください。